

林業普及指導事業交付金（継続）

【平成19年度概算決定額：519,589（519,589）千円】

対策のポイント

高度な技術・知識をもつ林業普及指導員が、森林整備の担い手である森林所有者等の育成・確保、「100年の森林づくり」、地球温暖化防止への取組の加速などに対する支援を強力かつ効率的に推進します。

（林業普及指導事業を巡る状況）

- ・ 林業の採算性の悪化等を背景に森林所有者の経営意欲が低下しており、自力で専門的技術を取り入れるのが困難な状況。
- ・ 水源のかん養、国土の保全及び地球温暖化の防止などの森林の有する多面的機能の発揮への国民の要請は益々高まってきており、適切な森林整備を推進することが必要。
- ・ 林業普及指導員に求められる資質に対する要請も高度化かつ多様化している中で、都道府県における行財政改革の流れに対応しつつ、事業を効率的に実施することが必要。

政策目標

指導林家一人当たりが行う技術指導等の年平均活動日数が4割増
（平成15年度→平成20年度）

<内容>

○森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業の推進

林業普及指導事業は、森林法に基づき、林業普及指導員が林業に関する技術及び知識の普及、森林施業に関する指導、そのために必要となる調査研究活動等を行う事業です。

都道府県は、技術専門家である林業普及指導員を設置し、地域における森林整備のまとめ役となる指導林家等に重点的な普及指導を行うことなどにより、森林所有者等の林業技術の改善や経営の合理化、地域全体での森林の整備等を促進します。

具体的には、以下の取組に対して助成します。

- ① 職員の設置（林業普及指導員の設置）
- ② 巡回指導（計画的な巡回指導活動）
- ③ 巡回指導施設（巡回指導に必要な車両の配備）
- ④ 地区運営（活動に必要な機資材の整備）
- ⑤ 職員研修（林業普及指導員の資質向上のための研修）
- ⑥ 林業技術現地適応化（試験研究成果の現地実証）
- ⑦ 林業普及情報活動システム化（情報活動のシステム整備）

<交付率>

定 額

<事業実施主体>

都道府県

[担当課：林野庁研究・保全課]